

平成十八年三月三十一日受領
答弁第一七〇号

内閣衆質一六四第一七〇号

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居手当の変遷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居手当の変遷に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

住居手当の予算計上額については、平成十二年度が七十七億九千五百七十五万七千円、平成十三年度が七十九億五百十四万四千円、平成十四年度が八十八億八千八百四十八万三千円、平成十五年度が九十億四千二百五十万四千円、平成十六年度が八十四億千四百六十八万二千元及び平成十七年度が八十一億四千六百四十九万二千元である。

住居手当の受給者数については、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

七について

住居手当の支給額については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、予算の範囲内で、適正な額を定めることとしている。